

旧軍人、軍属の戦時加算が認められる

援護法関係も大きく改正

さきの国会で、旧軍人、軍属の恩給法と戦傷病者、戦没者遺族等援護法の一部が改正されました。

こんどの改正で、戦時加算が認められることになったので、これまで受給資格のなかった旧軍人、軍属も恩給がもらえるようになりましたので、該当すると思われる方は、さっそく市役所民生課で手続きをおとりください。

もと軍人、軍属（陸海軍の高等文官、陸海軍の警察、監獄職員など）で戦地へ行かれた方のうち、もと軍人であった人などについては、昭和28年に恩給が復活されましたが、しかしそのときには戦時に恩給をもらっていた人以外は、恩給年限の計算は実役の年数で、加算がつけられないことになっていました。

それが今度の改正で、戦地や、国境警備、朝鮮、台湾などで勤務した人には「加算年」を実役年に加えた年数が、下士官以下は12年、准士官以上は13年になると普通恩給がもらえるようになりました。また、その人が死亡しているときは遺族が扶助料をもらうことができます

この中には、今まで一時恩給や、一時扶助料をもらった人でも入ります。ただし恩給法以外の法律で失権することになったものは除かれます。

加算の例

◆戦地戦務加算 1月について 3月以内を加算（例えば昭和12年7月7日支那事

国民年金保険料

10月は納期限

国民年金の保険料の納入がすみましたか。もし納期限までにおさまっていませんと、途中で事故があっても保険の受給権を失います。

今年の4月から現在までに生計の中心者を失って、母子世帯になったものが6件ありましたが、このうち3世帯が保険料をおさめていなかったため、年金をうけることができませんでした。

備えあれば憂いなし、万一の場合にそなえて、保険料は必ず納期までにおさめてください。保険料の納期限は4、7、10、1の毎月末までになっています。3ヶ月分まとめて、また1月分づつおさめてもよいことになっています。

出張所の区域には毎月の第2週と4週につぎのように出張取扱をしていますからご利用ください。

月曜日は 十二所、上川沿

火曜日は 長木、茂内

水曜日は 釈迦内、下川沿

木曜日は 二井田、真中

変ばっ発の日から、昭和16年4月30日までの支那全域に一年勤務すると3年を加えて4年に計算される

◆外国擾乱地加算 1月について 2月。

◆外国鎮じゅ 加算 1月につき 1月半以内

◆在勤加算…朝鮮、関東州、樺太、南洋群島に1年以上勤務したときは1月について半月以内。

◆国境警備勤務加算 1月につき 2月以内

請求の手続き

まず加算恩給履歴申立書を市役所民生課へ提出します。申立書用紙は同課に用意しておりますからご利用ください。

申立書を県世話課に提出し審査をうけたのち、市役所を経由して請求用紙とともに本人へもどされますから、それによって請求書をつくり、再び市役所を通じて県へ提出します。

給与の始期と時効

○普通恩給（本人に）は37年10月から。
○普通扶助料（遺族に）は36年10月から支給されますが、それぞれの支給日以後7年間請求の手続きをしないときは時効になり受給の権利がなくなります。

また今回の改正で

○増加恩給受給者の退職後出生した子の加給は4人まででしたが制限がなくなったこと。

○また、もと陸海軍の士官候補生や、陸海軍の学校の生徒などで在校中の病氣で亡くなった場合、遺族に特別の扶助料が支給されること。

また援護法関係では

○国家総動員法によって徴用された人が戦時災害による公務上の傷病で不具になったり、死亡した場合で、旧陸海軍共済組合から年金をうけられなかった人には傷害年金、または遺族給与金が支給されることになったこと。

○入夫婚姻した者が戦没している場合、旧民法当時、妻の父母とは法律上親子関係がないので遺族とは認められなかったが、遺族の範囲に加えられ、遺族年金が支給されるようになったこと。などがありますが、くわしい手続の仕かたはきまりしだいお知らせいたします。

種痘、百日咳、ジフテリア（混合）の秋季予防接種は国体の都合で10月下旬実施の予定です。

賑々しく敬老会

みんなでおとしよりを幸せに



上、婦人会の方たちによる演芸の一コマ
下、拍手をおくる老人たち

（写真城南小学校での敬老会風景）